

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
さかい子ども食堂ネットワーク加盟団体における芸術体験事業実施要綱

制定：令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市社会福祉協議会（以下「協議会」とする）と堺市文化振興財団（以下「財団」とする）が締結する確認書に基づき、さかい子ども食堂ネットワーク加盟団体（以下「加盟団体」とする）における芸術体験事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は協議会と財団が連携し、加盟団体においてコンサートや芸術ワークショップ等（以下、「芸術ワークショップ等」とする）を実施することにより、堺市の子どもたちに様々な芸術体験活動の場を提供することを目的とする。

(役割)

第3条 本事業における各団体の役割は以下のとおりとする。

- (1) 協議会は、本事業の実施主体として事業全体を統括する。
- (2) 財団は、確認書に基づき、協議会が実施する本事業を支援する。
- (3) 加盟団体は、本事業において芸術ワークショップ等を実施する。
- (4) 堺市新進アーティストバンク登録者等（以下「アーティスト」とする）は、加盟団体が実施する芸術ワークショップ等を企画し、出演する。

(事業実施)

第4条 本事業の実施は以下のとおりとする。

- (1) 本事業の実施は別紙1「事業実施の手順」に沿って行うものとする。
- (2) 本事業の実施対象は、単独もしくは複数の加盟団体が実施する芸術ワークショップ等とする。

(経費)

第5条 本事業にかかる協議会が負担する経費は以下のとおりとする。

- (1) 1回の芸術ワークショップ等にかかる協議会が負担する経費は上限10万円とする。
- (2) 前号の上限については、協議会が支払う著作権使用料を含むものとする。
- (3) 本事業にかかる経費は、子ども未来応援積立金を原資とし、協議会の年間事業予算の範囲内で実施団体数を定めるものとする。

(芸術ワークショップ等を実施する団体の選考)

第6条 協議会は、本事業において芸術ワークショップ等を実施する加盟団体（以下「実施団体」とする）を選考する。

- (1) 加盟団体は、所定の様式（様式第1号）をもって協議会に申請を行うものとする。
- (2) 協議会は、実施団体の選考を行う。選考の基準は別紙2に定めるものとする。
- (3) 協議会は、前号の結果について申請を行った加盟団体に対し、決定通知書（様式第2号）を

もって決定通知を行うものとする。

(アーティストへの依頼)

第 7 条 協議会は、財団が堺市新進アーティストバンク取扱規程に基づきマッチングしたアーティストに対し、依頼書（様式第 3 号）をもって出演依頼を行うものとする。

(芸術ワークショップ等の実施)

第 8 条 本事業では以下のとおり芸術ワークショップ等を実施するものとする。

- (1) 芸術ワークショップ等の実施に向けた打ち合わせは、実施団体とアーティストの両者で行うものとする。
- (2) アーティストは、前号の打ち合わせ内容および別表に基づいて芸術ワークショップ等を実施する前に概算見積書（様式第 4 号）を作成し、協議会に提出する。

(実施報告)

第 9 条 本事業における実施報告は以下のとおりとする。

- (1) 実施団体は、協議会に対し実施後 15 日以内に実施報告書（様式第 5 号）を提出する。
- (2) 協議会は、前号に示した実施報告書に疑義がなければ、財団に対し実施後 30 日以内に財団所定の報告書を提出する。

(請求および支払い)

第 10 条 本事業における請求および支払いは以下のとおりとする。

- (1) アーティストは、協議会に対し芸術ワークショップ等に関する費用を請求書（様式第 6 号）により、実施後 15 日以内に請求書を提出する。支払い対象費目については別表に示すとおりとする。
- (2) 協議会は、前号により提出された請求書の内容に疑義がなければ、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

(事務の所管)

第 11 条 本事業の事務は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会地域福祉課が所管する。

(紛議の解決)

第 12 条 この事業において紛議が生じた場合は、協議会、財団、実施団体およびアーティストは、誠意をもって協議し解決する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（施行期日）

この要綱は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。